

文教警察企業常任委員会資料 (補正分)



令和8年3月6日
企 業 局

I 予算議案

- 議案第61号 令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）・・・・・・・・・・ 3
- 議案第62号 令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）・・・・・・・・・・ 5

II その他報告事項

- 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

議案第61号

令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）

事業名：綾第二発電所大規模改良事業（継続費）

工務管理課

1 事業の概要

本事業は、運転開始から60年以上が経過した綾第二発電所の発電設備の老朽化に伴い、水車発電機等の大規模改良を実施するもので、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）を活用し、収益の確保を図るものである。

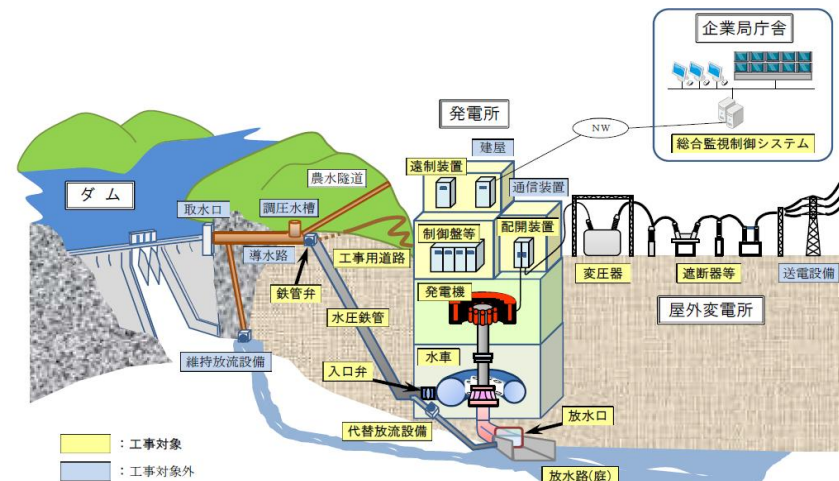
2 補正の理由

急激な物価高騰下において、工事請負契約約款に定めるインフレスライド条項を適用し工事費を増額するもの

3 補正額

(1) 設定期間 令和元年度～令和9年度

(2) 総額及び年割額



ア 営業費用

(単位：千円)

	既決予定額	補正予定額	計
令和元年度	0	0	0
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	0	0	0
令和5年度	627,383	0	627,383
令和6年度	1,237,887	0	1,237,887
令和7年度	574,552	0	574,552
令和8年度	1,100	0	1,100
令和9年度	1,100	0	1,100
計	2,442,022	0	2,442,022

①

イ 建設改良費

(単位：千円)

	既決予定額	補正予定額	計
令和元年度	13,100	0	13,100
令和2年度	237,260	0	237,260
令和3年度	711,161	0	711,161
令和4年度	908,413	0	908,413
令和5年度	2,902,752	0	2,902,752
令和6年度	2,575,686	0	2,575,686
令和7年度	1,256,185	0	1,256,185
令和8年度	2,324,509	0	2,324,509
令和9年度	3,364,312	1,193,500	4,557,812
計	14,293,378	1,193,500	15,486,878

②

総事業費 = ① + ② = 17,928,900

インフレスライドによる変更

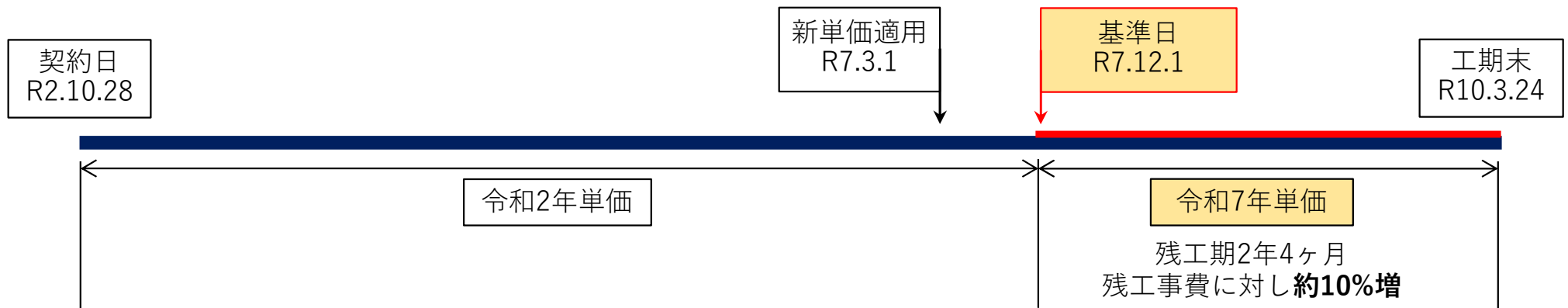
○ 工事請負契約約款 第25条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づくものとする。

※工事請負契約約款 第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 第6項

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

【適用条件】

- (1) 基準日以降の残工事の工期が2ヶ月以上あること。
- (2) 新単価適用後の残工事請負額が1.0%以上増加すること。



議案第62号

令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第2号）

総務課経営企画室

1 補正の理由

ゴルフ場利用者数が目標を下回ることが想定されることから、指定管理者から納付される施設利用料を減額する。

2 補正額

【収益的収入及び支出】

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
事業収益 A	20,320	-10,832	9,488	
営業収益	18,657	-10,832	7,825	
施設利用料	18,530	-10,832	7,698	指定管理者からの納付金の減
営業外収益	1,663	0	1,663	
特別利益	0	0	0	
事業費 B	19,004	0	19,004	
収支残 C (A - B)	1,316	-10,832	-9,516	

一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設について

総務課経営企画室

指定管理者から運営辞退の申し出があった一ツ瀬川県民ゴルフ場について、令和8年3月31日をもって指定を取消すこととした。地元新富町に状況等の説明を行ったところ、町から運営の申し出があった。

1 新富町からの申し出

- 4月以降、新富町での事業運営を検討したい。
- クラブハウスの修繕費などを支援してほしい。

2 現状

新たな運営者は、まだ見つかっておらず、このままではゴルフ場は一旦休業となる。
また、利用者も離れる可能性があり、再開は難しいと予想される。

3 方針

新富町にゴルフ場の運営を引き継ぐ方向で検討・協議する。

- 企業局は、ゴルフ場運営を休止し、施設を町に無償貸付
- 町は、4月以降の運営のための手続きを実施
- 町が引き続き運営できるようその根拠となる覚書を締結した。（2月24日）

施設譲渡の条件や町の運営に対する当面の支援については、引き続き協議を実施し、条件等が整った段階で「協定」を結ぶ。